

## 旧令により免許状を取得する方法（施行法2条）

それぞれ基礎資格を満たす者は、単位を修得することなく教育職員検定に合格すれば、該当する免許状を取得することができる。

基 礎 資 格	取得できる免許状
第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有し、3年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	高等学校教諭一種免許状（工業）
三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免状を有し、5年以上船舶に関し実地の経験を有する者（船橋当直又は機関当直限定の免許を有する者（施行法施行規則第4条の2に定める者）は除く。）で、技術優秀と認められるもの	高等学校教諭一種免許状（商船）

〔施行法第2条第1項表，施行法施行規則第2条第1項表〕